

## 三田市総合教育会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、三田市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

（傍聴定員）

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

3 会議を傍聴しようとする者が、前各項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

（傍聴の手続）

第3条 傍聴の受付は、開場から会議開始10分前までの間に行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴人が前条に規定する定員に満たない場合は、会議は、同時刻以降に傍聴しようとするものに係る許可を行うことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものは、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他の危険物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、指定する傍聴席において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴する際に、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対し、発言、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 会議において写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に会議の許可を得た者は、この限りでない。

(3) 飲酒又は喫煙をしないこと。

(4) 静粛を守り、騒ぎ立てるなど会議の妨害しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと。

3 傍聴人は、会議の指示に従わなければならない。

(傍聴人への配布資料等)

第6条 傍聴人には、会議次第、協議・調整を行う事項等を記載した資料その他会議が必要と認める資料を配布するものとする。

(傍聴人の退場等)

第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 会議は、傍聴者がこの要領に従わず、又は公正、円滑な会議の運営に支障が生じると認められるときはこれを制止し、その命令に従わないときは当該傍聴人を退場させることができるものとする。

(報道関係者の取扱い)

第8条 本市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第2条、第3条及び第5条第2項第2号の規定は適用しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議において定める。

付 則

この要領は、平成27年4月30日から施行する。

